

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書
概要版

令和元（2019）年度

小山広域保健衛生組合

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画見直しの概要

小山広域保健衛生組合 ー小山市・下野市・野木町ー

本計画見直しの趣旨及び目的

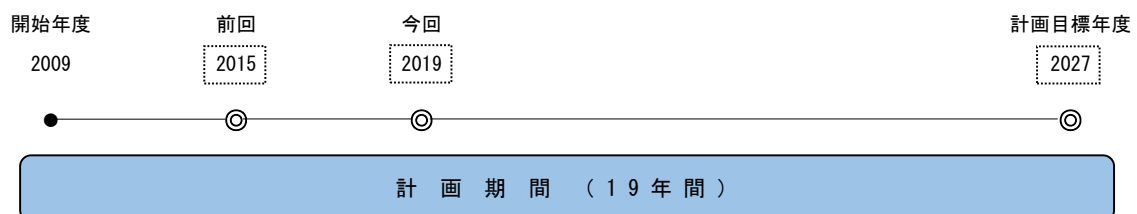
小山広域保健衛生組合（以下、「本組合」という。）では、平成21（2009）年3月に、今後のごみ処理の基本的な方向を示すものとして、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「計画」という。）を策定し、循環型地域社会の構築に向け、構成市町と協働のもと、ごみの発生抑制と資源化を推進し、再利用できないごみについては、安心・安全な環境負荷の小さい方法で、かつ経済的に処理を進めてきました。

平成28（2016）年3月の計画見直し以降、平成28（2016）年4月から南部清掃センターの稼働により、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装及び堆肥化・チップ化する剪定枝の収集を開始し、また平成28（2016）年9月から中央清掃センター第1期エネルギー回収推進施設の稼働による、燃やすごみ焼却時の熱エネルギーの回収とその余熱を利用した発電の開始、さらに平成31（2019）年4月より、リサイクルセンター稼働にあわせてビン・缶とペットボトルの別々のコンテナによる回収を開始するなど、ごみの減量化・資源化を推進してきました。このようなごみ減量化・再資源化の取組の推進と第2期エネルギー回収推進施設の規模の拡大により、新たに下野市石橋地区の燃やすごみを受け入れる方針を計画に反映します。さらに、燃やすごみの排出量が増えたことや、今後実施する減量化の取組による排出削減量を反映した施設整備計画に見直しが必要であることから、今回計画の見直しを行うものです。

計画期間

本計画は、平成21（2009）年度を初年度とし、令和5（2023）年度までの15年間を計画期間としていましたが、第2期エネルギー回収推進施設の整備計画の変更に伴い4年間延長し、令和9（2027）年度までの19年間を計画期間とします。なお、概ね5年ごとに見直すものとします。

※当初は第2期エネルギー回収推進施設の建設に要する期間を3年間としていました。しかしながら、施設規模が拡大したことを考慮し、スケジュールを再検討した結果、4年間としています。



燃やすごみの排出量実績と計画排出量の比較

本組合の燃やすごみ排出量を比べると、平成30（2018）年度の55,557t/年は平成26（2014）年度の52,826 t/年より、2,731 t/年増えました。また、平成30（2018）年度の実績は、エネルギー回収推進施設基本設計書（平成23（2011）年策定）に定めた、年度ごとの燃やすごみ目標値のうち、設計当初の第2期エネルギー回収推進施設の稼働年度であった令和5（2023）年度の47,635t/年と比べて、7,922 t/年超過しています。

項目		2014	2015	2016	2017	2018
排 燃 出 や 量 す 実 績 ご み	小山市	41,861 t/年	42,303 t/年	41,823 t/年	43,391 t/年	43,382 t/年
	下野市	5,951 t/年	6,100 t/年	6,436 t/年	6,797 t/年	7,036 t/年
	野木町	5,014 t/年	5,264 t/年	4,919 t/年	5,084 t/年	5,139 t/年
	組合全体	52,826 t/年	53,666 t/年	53,179 t/年	55,271 t/年	55,557 t/年

項目		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
燃やすごみ排出量 目標値 (t/年)	組合	51,745	51,182	50,626	50,063	49,498	48,875	48,256	47,635

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

※下野市石橋地区のごみを受け入れる方針の前に策定した計画との比較のため、下野市石橋地区は含まれていません。

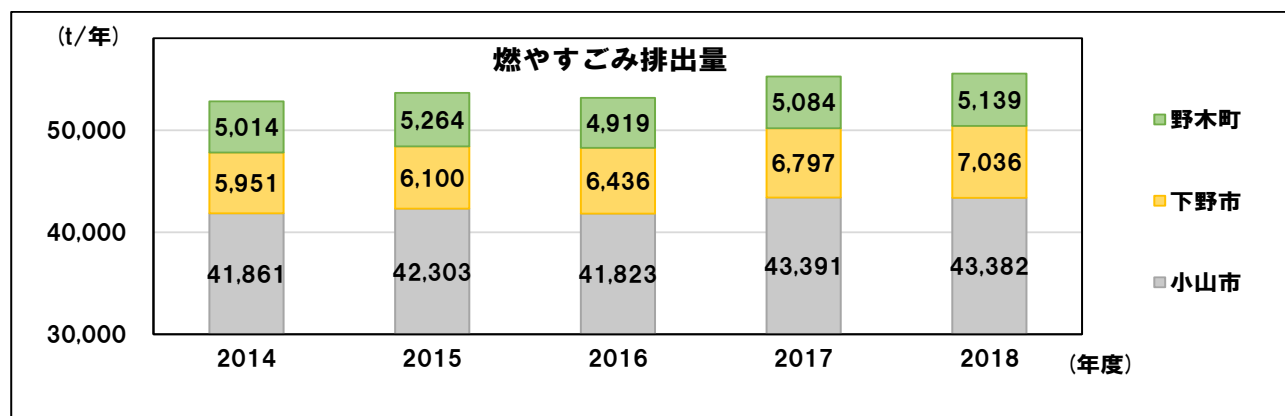


図1 燃やすごみの排出量

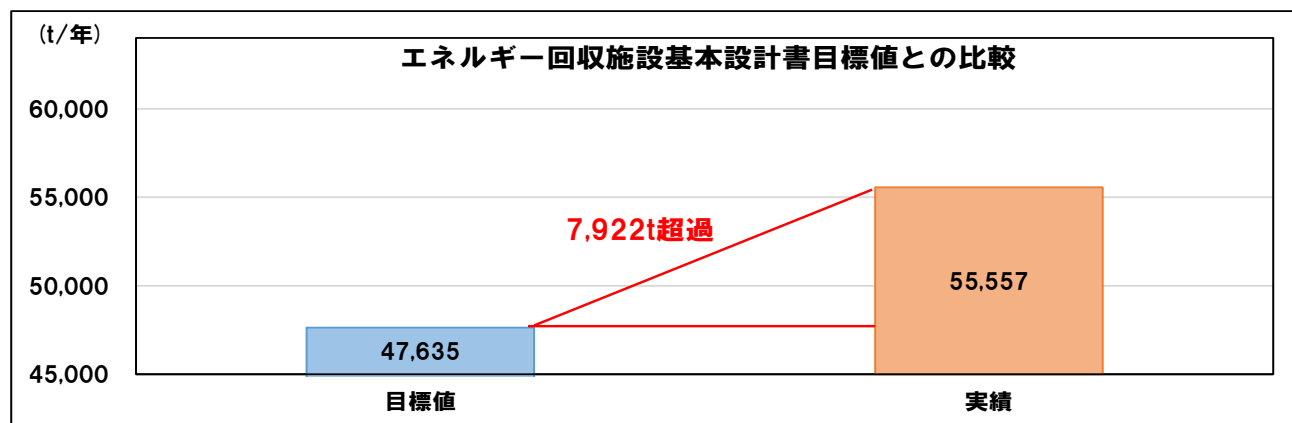


図2 エネルギー回収推進施設基本設計書目標値との比較

施設規模の見直し

下野市石橋地区の燃やすごみの処理開始に加え、現在の燃やすごみの排出量や今後実施する減量化施策による排出削減量を踏まえ、第2期エネルギー回収推進施設の施設規模を見直します。
なお、下野市石橋地区の処理開始に伴う施設拡大分(21 t/日)の建設費用は下野市が負担します。

燃やすごみ削減目標値

令和9(2027)年度に稼働する第2期エネルギー回収推進施設で、下野市石橋地区を含めた燃やすごみを安定的に処理するためには、燃やすごみの排出量を減らさなければなりません。そのため、現在の燃やすごみ排出量を考慮し、施設の稼働までに必ず削減すべき排出量(これを必達目標値という。)として、次の値を定めます。

燃やすごみ必達目標値 $\Delta 5,000$ t/年(2018年度比)

項目	実績	目標
	2018	2027
燃やすごみ排出量 (t/年)	55,557	50,557

燃やすごみ必達目標値の達成に向けた施策

必達目標値である5,000 t/年を削減するため、下表にある減量化施策に各市町全力で取り組みます。特に燃やすごみの削減量に大きな成果を上げている指定袋制度を、早期に導入します。なお、目標の達成を管理するために、各年度において、その達成度を測り、削減が不十分な場合には、ごみ有料指定袋制度等の本組合管内での導入時期の前倒しや価格設定について検討するものとします。

実施施策	導入予定年度
家庭系ごみ有料指定袋制度の導入	令和6(2024)年度
事業系ごみ有料指定袋制度の導入、手数料の見直し	令和5(2023)年度
ごみの分別映像の作成、配布	令和4(2022)年度
雑紙分別保管袋の作成、配布	令和3(2021)年度
直接搬入者の情報を把握し、不適正搬入の対策	令和2(2020)年度
事業所のごみ処理の実態把握、指導	令和3(2021)年度
多量排出事業所への訪問指導	令和2(2020)年度
公共施設の機密文書のリサイクル処理	令和3(2021)年度
リサイクル可能な紙類の焼却施設への搬入禁止	令和4(2022)年度
食品ロスの削減	令和2(2020)年度

燃やすごみ処理施設整備計画

現在の燃やすごみ搬入量を基に大規模災害への備えを加えて、必要な焼却処理能力を算出しますと、約 270 t/日程度が必要となってきます。これに対して必達目標値である 5,000 t/年を削減することで、約 20 t/日分の処理能力が縮小できます。これにより、必要な処理能力は 250 t/日となります。第 1 期エネルギー回収推進施設で整備済みの 70 t/日を差し引くと、第 2 期エネルギー回収推進施設の施設規模は 180 t/日となります。

施設名称		処理対象廃棄物	稼働開始時期	配置
中央清掃センター	エネルギー回収推進施設	燃やすごみ、選別可燃残渣	(70 t 炉×1 基) 平成 28 (2016) 年 10 月 ※ (90 t 炉×2 基) 令和 9 (2027) 年度予定	小山市

※第 2 期エネルギー回収推進施設については、当初は建設に要する期間を 3 年間としていました。しかしながら、施設規模が拡大したことを考慮し、スケジュールを再検討した結果、4 年間としています。そのため、竣工は 2027 年度の予定となっています。

第2期エネルギー回収推進施設完成時のごみ処理フロー

